

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

農業・農村施策に関する意見書

令和6年9月

鹿児島市農業委員会

鹿児島市におかれましては、かねてから農業・農村の振興及び私ども農業委員会の活動に対しまして、格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

農業委員会では、農地法等に基づく農地の確保と有効利用のための各種業務に加え、農地等の利用の最適化の推進に向けた「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」に、農業委員、農地利用最適化推進委員が日々活動を行っております。

また、令和5年度施行の改正農業経営基盤強化法の改正主旨を認識したうえで、「地域計画」の策定に取り組む鹿児島市と連携し、地域の農業者とともに農業の将来のあり方を考え、その意見の集約、調整等にも取り組んでいるところです。

今年、食料・農業・農村基本法は大幅な改正がございましたが、その中には、食料の安定的な供給にあたっては国内の農業生産の増大を図ることを基本とすることや担い手の確保、農地の集積、先端技術を活用した生産など様々な考え方が追加記載されており、これらは今後の農業施策が企画立案、実施されていく中での基本理念として取り扱われてまいります。

このような中、鹿児島市内の農業者から意見を伺い、農業委員会が担う農地等の利用の最適化の推進との関連の中で、「担い手・生産者支援に関する事項」として4点、「遊休農地の発生防止・解消に関する事項」として1点を農業委員会の意見として取りまとめました。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、「農業・農村施策に関する意見」として提出いたしますので、今後の予算編成及び本市の農業・農村施策に反映していただきますようお願い申し上げます。

令和6年9月3日

鹿児島市農業委員会会長 上入来 幸一

担い手・生産者支援に関する事項

1 認定農業者など担い手への支援の強化について

令和5年4月の改正農業経営基盤強化促進法施行に伴い鹿児島市においては地域計画づくりに着手されており、私ども農業委員会もその作業の一端を担わせていただいております。地域計画の法制化は、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念に対応するため、農地集約化等の加速化が必要となっていることが背景の一つにあります。

鹿児島市における令和5年度末時点での担い手への農地集積率は約13%にとどまっており、鹿児島県の45.5%（令和4年度末）とは大きな隔たりがあります。農地集約については、農地の大小や形状、場所、水路や接道環境など様々な要因が大きく影響するため数字の大小で単純に評価することはできませんが、私たち農業委員等が農地を貸したい人・借りたい人の仲介をする中で感じることは、借り手となる現在の担い手がすでに多くの農地を引き受けて、また高齢化も進み、追加を引き受けにくい様子を感じます。令和5年度は、農地集積率が高い宮崎市やえびの市を視察しましたが、これらの市は認定農業者などの担い手が多いことを実感しました。

一方、令和5年度は農地法の改正により農地取得に制限を課していた下限面積（鹿児島市においては2,000㎡）が撤廃された結果、新規で農地を取得した人が4年度の約2.5倍の43人に増加しており、これらの人を将来を担う農業者へと育てていくことが重要になってくると考えます。

鹿児島市におかれては、農業担い手育成対策事業などを展開し、担い手育成に努めておられることは承知しておりますが、農業者の高齢化や耕作放棄の更なる増加が懸念されることを鑑み、担い手育成支援の一層の拡充をお願いいたします。

2 物価高騰等に伴う生産資材等への支援について

農業を営むうえで、生産物の取引価格が低迷し利益を上げにくい構造に陥っていることが国内農業の大きな課題となっております。これに対し、農政の基本理念や方向性を示す食料・農業・農村基本法が令和6年の通常国会において改正され、食料価格について「持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、（中略）必要な施策を講ずる」と盛り込まれたことは大きな一歩でした。しかし、これに関しては、6月21日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2024に「食料の合理的な価格の形成の制度化等食料のシステムの持続性確保のための法制度について次期通常国会への提出を目指す。」と記されたとおりであり、法令の更にその先で具体化する施策の姿はまだ見えません。

鹿児島市に昨年度提出した意見書と重複しますが、物価高騰等に伴う生産資材等に要する費用は農業経営を大きく圧迫しています。生産資材や燃料費は原材料の価格高騰や円安などの影響から、今後も高騰、高止まりが続くことが懸念され、担い手等の比較的規模の大きな

農業者はもとより、市内農業者の大半を占める自給的農家や意欲をもって農業に参入した新規就農者にとっても大きな障壁となります。

5年度にお願いしました「生産資材等への支援」につきましては、資材価格高騰の情勢や国の動向を注視し検討されとのご返事をいただいておりますことから、厳しい現状に是非とも注目いただき、支援をお願いいたします。

3 農業用廃プラスチック類・廃ビニール処理に対する支援の充実について

病害虫からの防除や年間を通した安定的な栽培・収穫を続けるには、ビニールハウスや畝を覆う農業用マルチシート等は欠かすことのできない資材ですが、使用とともに劣化する消耗品でもあります。

ビニールハウスの張替によって生じる使用済みのハウス用ビニールや農業用マルチシートなどの農業用廃プラスチック類は、使用後に大量に発生することから、その処理費用は農業者にとりまして大きな負担となっております。

鹿児島市におかれては、これらの処理・回収に係る関係機関の協力による適正な処理体制を構築いただき、桜島、喜入、都市農業センターで年各1回の回収を実施していただいているところであり、その頻度や場所などに更なる充実をお願いいたします。

4 都市農業センターにおける各種情報等の発信について

都市農業センターにおかれては、生産物の高品質化や生産の安定化を図るため、野菜や花きなどの優良種苗等の試験栽培、スマート農業及び6次産業化の推進などに取り組まれ、都市農業の発展に尽力されていることに感謝申し上げます。

これら試験栽培等で得られた成果は、同センターで開催される研修などで情報の開示を行っていると思いますが、この貴重な情報をより広く農業者が共有できるように、インターネット配信など広報に一層の工夫をこらされ、積極的な情報の発信をお願いいたします。

遊休農地の発生防止・解消に関する事項

5 自然災害時における農業用水路の整備等の補助について

近年、異常気象により大雨が全国的に増えております。鹿児島市においても令和5年度の大雨や台風時には警戒レベル4である避難指示が市内各地に発令されており、6年度も発令されております。

自然災害の農業関係では、鹿児島市が管理している農業用水路等が破損した場合や農地が一定規模以上の大きな損壊を受けた場合には、これまでも復旧・修繕等対応いただいておりますが、個人等で管理している農業用水路については修繕に対する補助がありません。農業用水路や農道、里道はそこを利用する農業者が共同して維持管理してきましたが、高齢化等

に伴い農業を廃止する人が増えたことで日常的な管理でさえ少なくなった農業者には大きな負担となっているなかで、非常に利益を出しにくい農業経営に懸命に取り組んでいる現状においては、大雨等による突然の被災は金銭面に加え心理的打撃も大きなものがあります。特に大雨の時期は秋の収穫期を控える大切な時期に重なることも多く、1日も早い復旧は農業者にとりまして切実な願いです。農道、里道においては、市道を含め道路の両側から樹木等が道路上を覆い、あたかもトンネルのようにになっている場所も見受けられ、雨後などには路面を落ち葉等が覆い通行の支障となるばかりでなく、事故誘発の危険も感じます。

農業用水路や農道等は農業に欠かすことのできない重要な基盤であることを考慮いただき、被災した個人等で管理する農業用水路等の補修費用への新たな支援や農道を覆う樹木等への対策をお願いいたします。